

一般社団法人ワールドスケートジャパン 役員選任規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第 5 章 第 2 3 条、第 2 4 条により、役員選任規程を定める。

第 2 章 理事及び監事

第 2 条 本連盟定款第 5 章 第 2 3 条により理事の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 5 名以内 |
| (2) 北海道、東北ブロック | 1 名 |
| (3) 関東ブロック | 9 名以内 |
| (4) 中部、北陸ブロック | 2 名 |
| (5) 近畿、中国ブロック | 2 名 |
| (6) 四国、九州ブロック | 1 名 |
| (7) 加盟団体 | 5 名以内 |

第 3 条 監事は理事会において 1 名又は 2 名を推薦する。

第 4 条 本連盟定款第 5 章 第 2 4 条により理事及び監事は理事会に諮り社員総会において選任する。

第 3 章 社員

第 5 条 本連盟には、次のとおり社員を置く。

- (1) 社員は正会員より推薦された者に委嘱する。
- 2 社員の任務は社員総会に出席し、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算について
 - (2) 事業報告及び収支決算について
 - (3) 役員の変更について
 - (4) その他本連盟の事業に関する重要事項で理事会において必要と認められたもの
- 3 社員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員から 1 名とする。但し社員総会において投票権を有する。
- 4 社員の任期は 2 年とする。
- 5 社員総会は正副会長、専務理事、常務理事、会計、監事および社員で構成する。

第 4 章 本規程の変更

第 6 条 本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

付 則

1. この規程は昭和 5 7 年 7 月 4 日より施行する。
1. この規程は平成 8 年 4 月 1 日改正実施する。
1. この規程は平成 1 8 年 4 月 1 日之を改正実施する。
1. この規程は平成 2 3 年 5 月 1 4 日之を改正実施する。

1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。